



申 請 書

24 高 高 第 139 号

平成 24 年 11 月 19 日

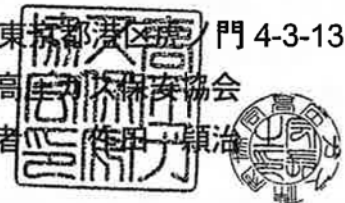
経済産業大臣

枝野 幸男 殿

住所 東京都港区虎ノ門 4-3-13

名称 高圧ガス保安協会

代表者 佐田 一 類 治



高圧ガス製造施設における保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）については、従来の高圧ガス保安法の省令においてその検査方法の詳細な規定がなされておらず、今後、日本各地において岩盤備蓄基地の運用がされることもあり、岩盤備蓄基地関係の設備についての保安の維持・向上の観点から実効性のある望ましい検査の方法を検討し、関係法令との調和を図ることを目的に 2012 年にこの基準を制定しました。

当協会としましては、同基準を告示により公示されることを希望しますので、別紙関係書類を添えて提出いたします。

記

審査を受けようとする保安検査基準：

KHK/JOGMEC S 0850-8 (2012) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）

1 審査を受けようとする保安検査基準の名称及びその概要

1.1 KHK/JOGMEC S 0850-8 (2012) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）

コンビ則の適用を受ける液化石油ガス岩盤備蓄基地の製造設備のうち、コンビ則第 34 条第 1 項に規定する特定施設に係る高圧ガス保安法第 35 条の保安検査について、その方法を規定している。

2 高圧ガス保安協会技術基準作成に係る委員会の名称及びメンバー構成

2.1 技術委員会

2.1.1 技術委員会について

技術委員会は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）定款に基づき設置されている常設の委員会であり、その権限は、協会業務のうち次に掲げる事項の調査審議となっている。

- a) 高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申に関すること。
- b) 技術上の基準及び規格に係る省令の制定、改廃に関する経済産業大臣への答申に関すること。
- c) 高圧ガスの保安を推進するために必要な技術基準の作成に係る基本方針に関すること。
- d) 規格委員会の設置及び廃止に関すること。
- e) 規格委員会の審議過程の適正性の確認（プロセスレビュー）及び c) の技術基準の技術的評価（テクニカルレビュー）に関すること。
- f) a)～e) に掲げるもののほか、高圧ガスの保安に関する技術的重要事項

2.1.2 技術委員会メンバー構成

第Ⅲ期：平成23年9月1日～平成26年8月31日

平成24年1月6日現在のメンバー構成は次のとおり。

表1－技術委員会委員

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
大島 榮次	東京工業大学 名誉教授／高圧ガス保安協会 参与
平野 敏右	東京大学 名誉教授／高圧ガス保安協会 参与
有田 芳子	主婦連合会 副会長
小川 武史	青山学院大学 理工学部 機械創造工学科 教授
小野 峰雄	丸善石油化学(株) 相談役
川原 正言	元首都大学東京 教授
木村 雄二	工学院大学 常務理事 工学部 教授
功刀 能文	功刀技術士事務所 所長
鴻巣 眞二	茨城大学 工学部 機械工学科 教授
小林 英男	横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター 客員教授 ／高圧ガス保安協会 参与
関根 和喜	横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター 特任教授
辻川 茂男	東京大学 名誉教授
坪井 孝夫	横浜国立大学 名誉教授
野呂 隆	J X日鉱日石エネルギー(株) 常務執行役員 製造技術本部副本部長
原 文雄	大陽日酸(株) 代表取締役副社長 電子機材事業本部長
山田 靖	ダイキン工業(株) 相談役執行役員

2.2 規格委員会

2.2.1 規格委員会について

規格委員会は、協会定款に基づき、技術委員会の承認を得て設置される常設委員会であり、その権限は、協会技術基準の作成に関することについての調査審議となっている。

現在のところ、以下の規格委員会を設置し活動を行っている。

表2－規格委員会とその所掌範囲等（概要）

規格委員会名	対応する法律・規則	技術基準の所掌範囲
圧力容器規格委員会	高圧ガス保安法 特定設備検査規則	圧力容器等に係る設計、材料、製造、試験、検査等
移動容器規格委員会	高圧ガス保安法 容器保安規則	容器及び附属品に係る設計、製造、検査等
高圧ガス規格委員会	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則 コンビナート等保安規則	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費等に係る取り扱い、これらに係る設備、施設等の設計、施工、維持管理等
冷凍空調規格委員会	高圧ガス保安法 冷凍保安規則	冷凍空調設備の設計、製造、試験、検査、設置、運転、維持管理等
液化石油ガス規格委員会	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供給設備、消費設備、液化石油ガス器具、充てん設備、検査機器等に係る設計、製造、施工、維持管理等
供用適性評価規格委員会	高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供用中の圧力容器、配管等の圧力設備及び支持構造物等に関する減肉、クリープ等の損傷の評価、供用可能期間の評価等

なお、本申請に係る高圧ガス保安協会技術基準の調査審議については、高圧ガス規格委員会の所掌となっている。

2.2.2 規格委員会（高圧ガス規格委員会）メンバー構成

第Ⅲ期：平成23年9月1日～平成26年8月31日

平成24年2月16日現在のメンバー構成は次のとおり。

表3－高圧ガス規格委員会

(敬称略・順不同)

業種分類	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
学識経験者	木村 雄二	工学院大学 常務理事 工学部 環境エネルギー化学科 教授
学識経験者	大谷 英雄	横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授
学識経験者	土橋 律	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
学識経験者	堀口 貞茲	(独)産業技術総合研究所 安全科学研究部門爆発利用・産業保安研究グループ テクニカルスタッフ
学識経験者	三宅 淳巳	横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授
学識経験者	駒田 広也	(財)電力中央研究所 名誉研究顧問
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	渡辺 要	日陽エンジニアリング(株) 水島支店 副支店長
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	石塚 静夫	J X日鉱日石エネルギー(株) 製造技術本部 製造部 副部長
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	小林 英信	三菱化学(株) 理事 設備技術部長
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	綱島 宏	三井化学(株) 生産・技術本部 エンジニアリング部 部長
ガス製造事業者 (産業ガス分野)	三宅 博之	大陽日酸(株) 技術本部 環境保安統括部長
ガス製造事業者 (産業ガス分野)	加藤 保宣	エア・ウォーター(株) 保安推進部長
ガス製造事業者 (液化石油ガス分野)	荻原 一裕	アストモスエネルギー(株) 企画本部 技術主幹
ガス販売事業者	小澤 正	(株)巴商会 環境安全本部 本部長
エンジニアリング 事業者	岩本 博之	千代田化工建設(株) 品質管理部長
エンジニアリング 事業者	志賀 啓介	新興プランテック(株) 技術本部 材料・溶接技術部 部長
エンジニアリング 事業者	山崎 進	東洋エンジニアリング(株) 空間エンジニアリング部 部長
検査機関	土屋 安治	ガス保安検査(株) 常務取締役 保安検査部長
行政機関	吉澤 武志	茨城県 商工労働部 産業技術課 産業保安室 係長
行政機関	山崎 俊雄	新潟県 防災局 消防課 課長補佐

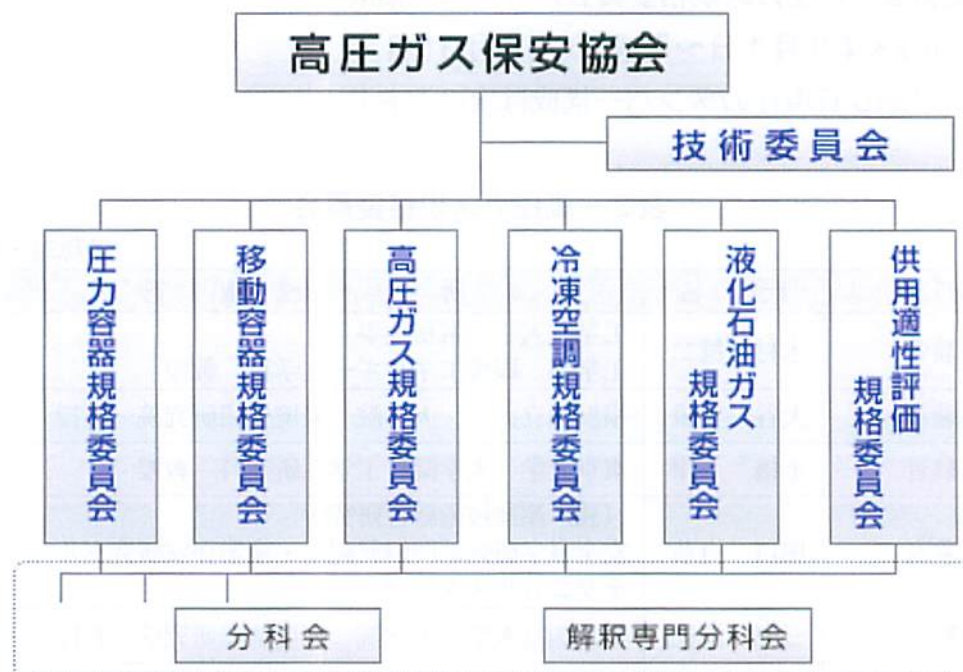


表 4－岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会

(敬称略・順不同)

業種分類	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
学識経験者	駒田 広也	(財)電力中央研究所 名誉研究顧問
学識経験者	稲田 善紀	愛媛大学名誉教授
学識経験者	小野 勇司	元高圧ガス保安協会
学識経験者	阪田 祐作	岡山大学名誉教授 研究推進産学官連携機構 参与
学識経験者	徳永 朋祥	東京大学大学院 新領域創成科学研究科環境システム学 教授
ガス製造事業者 (石油精製・石油化学分野)	渡辺 要	日陽エンジニアリング(株) 水島支店 副支店長
ガス製造事業者 (液化石油ガス分野)	荻原 一裕	アストモスエネルギー(株) 企画本部 技術主幹
設備製造者 (岩盤貯槽分野)	阿子島孝雄	鹿島建設株式会社 土木管理本部 土木工務部 専任部長
設備製造者 (岩盤貯槽分野)	天野 悟	株式会社大林組 生産技術本部 トンネル技術部 副部長
設備製造者 (岩盤貯槽分野)	征矢 雅宏	清水建設株式会社 土木技術部 設計第二部 設計技術グループ 副部長
設備製造者 (岩盤貯槽分野)	領家 邦泰	大成建設株式会社 土木本部 土木技術部 トンネル技術室 参与
エンジニアリング 事業者	近藤 徹	千代田化工建設株式会社 波方プロジェクトチーム
エンジニアリング 事業者	藤林 芳和	日揮株式会社 産業・国内プロジェクト本部 備蓄・燃料設備グループ
行政機関	浮田 陽一	愛媛県 県民環境部防災局 消防防災安全課 係長
行政機関	大田 修	岡山県 消防保安課 総括副参事

3 高圧ガス保安協会技術基準の策定手続きについて定めた文書

3.1 技術委員会規程

資料 1 参照

3.2 規格委員会規程

資料 2 参照

3.3 技術基準策定手順書

資料 3 参照

4 作成期間及び作成委員会の審議の経緯

4.1 作成期間

委員会での審議開始からプロセスレビュー終了までの期間

平成 19 年 6 月 27 日（木）～平成 24 年 6 月 19 日（火）

4.2 審議の経過及び委員会開催状況

委員会の開催状況は次のとおり。

平成 19 年 2 月 28 日（水）JOGMEC から共同規格制定の申し込み

平成 19 年 3 月 29 日（木）規格委員会において分科会の設置承認

平成 19 年 6 月 27 日（木）第 1 回分科会開催

平成 19 年 8 月 30 日（木）第 2 回分科会開催

平成 19 年 10 月 31 日（水）第 3 回分科会開催

平成 19 年 12 月 20 日（木）第 4 回分科会開催

平成 21 年 6 月 25 日（水）第 1 回分科会開催

平成 21 年 11 月 18 日（水）第 2 回分科会開催

平成 22 年 12 月 20 日（月）第 1 回分科会開催

平成 23 年 2 月 23 日（水）第 2 回分科会開催

平成 23 年 7 月 1 日（金）書面投票により可決

平成 23 年 7 月 22 日（金）規格委員会にて説明

平成 24 年 1 月 24 日（火）規格委員会にて審議

平成 24 年 3 月 15 日～3 月 29 日 書面投票 可決

平成 24 年 3 月 15 日～3 月 29 日 技術委員会テクニカルレビュー 意見なし

平成 24 年 4 月 23 日～5 月 23 日 パブリックコメント 意見なし

平成 24 年 4 月 23 日～5 月 23 日 技術委員会テクニカルレビュー 意見なし

平成 24 年 5 月 23 日～6 月 4 日 異議申立 異議なし

平成 24 年 6 月 5 日～6 月 19 日 技術委員会プロセスレビュー 意見なし

分科会及び委員会議事録 資料 4 参照

5 高圧ガス保安法省令及び既存検査規格との関係を示した資料

資料 5 参照

6 パブリックコメント等の意見の内容とその対応をまとめた資料

実施期間 平成 24 年 4 月 23 日～5 月 23 日

パブリックコメントにおける意見はなかった。

7 技術基準で要求される性能との項目上の対応を示した資料

資料 6 を参照

8 既存検査規格に定められている検査方法と、提案された検査規格に定められた検査方法の異同が一覧となってまとめられている対照表

資料 5 を参照

9 既存資料と異なる検査方法について、その技術的妥当性を照明する資料

液化石油ガス岩盤備蓄基地は、既存のコンビ則の保安検査基準の適用を受けるが、コンビ則第5条第1項第64号の2に規定されている下記の項目については記載されていない。

イ. 水と液化石油ガスの境界面を測定する計器（以下「界面計」という。）の設置

ロ. 水封機能を維持するための措置

ハ. 腐食の恐れのある金属管には、腐食を防止するための措置

ニ. 金属管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置

ホ. 金属管の地上部分の破損を防止するための措置

岩盤貯槽特有項目の保安検査基準及び解説の詳細については資料7を参照

9.1 界面計

9.1.1 保安検査基準

5.1.3 界面計

液化石油ガス岩盤貯槽に設けられた界面計に係る検査は目視検査及び精度検査とし、次による。

5.1.3.1 目視検査

外観¹⁾に破損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。

注¹⁾ 外観には、位置、方向等を含み、地上部で目視可能な部分に限定して実施する。

5.1.3.2 精度検査

複数の界面計の指示値の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。

超音波式界面計は各反射板までの伝播時間を測定し、これを距離に換算した値と設定値を比較し、両者の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。

9.1.2 対象となる設備、機器の概要

超音波式液面計は、底部に受信機能を備えた超音波発信器（以下、超音波センサーという）を設置し、液面（界面）からの反射波の到達時間を計測して液面の位置を測定するものである。また、振動式液面計は、貯槽内に振動センサー（界面用は導電率式センサー）をアレイ状に配置し、センサーの位置に液面（界面）が達すれば振動数（導電率）が変化することを利用して液面（界面）の位置を検知するものである。

超音波式液面計は任意の液面を検知し、振動式液面計は設定された固定液位を検知するものである。岩盤貯槽の日常の液位管理は超音波式液面計で行い、振動式液面計は設定液位における警報計として使用する。

超音波式液面計は、超音波の伝播速度は液の密度により異なるので、補正機能を有したものとなっており、下部に超音波センサーがある液面計測筒と下部に超音波センサー

があり途中は複数の反射板を備えた補正筒で構成されている。補正筒の反射板の位置は固定されており、超音波センサーと各反射板との距離は固定値としてあらかじめ計測されている。

超音波式液面計・界面計及び振動式液面計・導電率式界面計の設置概要を図 超音波式液面計及び振動式液面計設置概要図に示す。

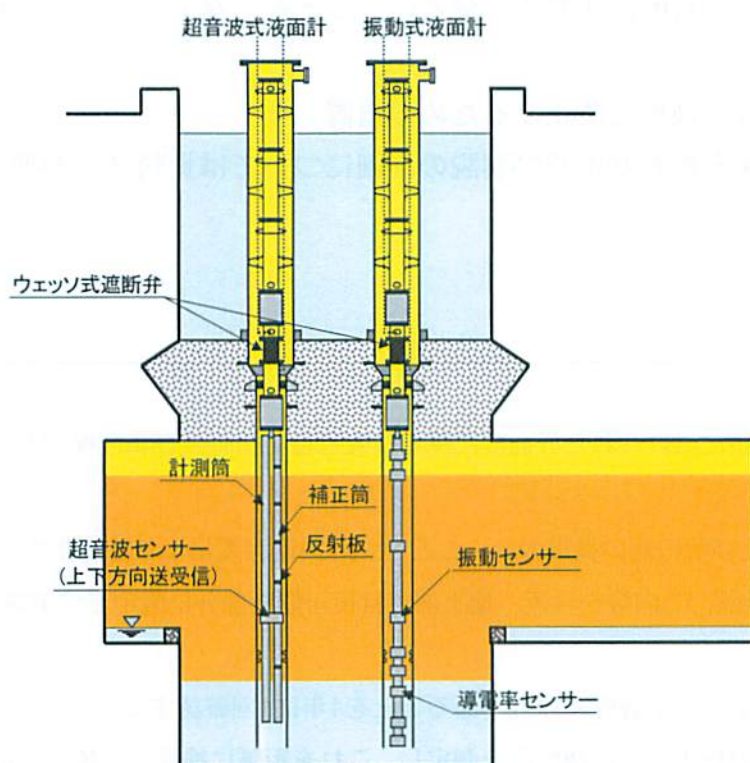


図 超音波式液面計及び振動式液面計設置概要図

9.2 水封機能を維持するための措置

9.2.1 保安検査基準

7 水封機能を維持するための措置

水封機能を維持するための措置に係る検査は目視検査、作動検査とし、7.1 及び 7.2 による。水封機能の検査は、7.3 による。

7.1 目視検査

水封機能を維持するための措置に係る設備の外観²⁾に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを 1 年に 1 回目視により確認する。

7.2 作動検査

水封水供給ポンプ及び底水排水ポンプの起動、停止機能について、1 年に 1 回作動させ、確実に作動することを確認する。

7.3 水封機能の検査

水封機能が維持されていることを下記項目について 1 年に 1 回確認する。

- a) 地下水位が限界地下水位以上であること。
- b) 湧水量が設計湧水量以下であること。
- c) 間隙水圧が管理値以上であること。

9.2.2 対象となる設備、機器の概要

水封式岩盤貯槽は、岩盤貯槽周辺の地下水圧を貯槽内圧以上に高く保持することで、岩盤貯槽内の液化石油ガスを封じ込めることで気密性を保持している。水封方式には、自然水封方式と人工水封方式があり、通常は、液化石油ガスのように蒸気圧が大気圧より高いものを貯蔵する場合は、人工水封方式を採用することが多く、波方基地、倉敷基地でも人工水封方式を採用している。人工水封方式は、人工水封設備(水封トンネル及び水封ボーリング)を設け、水封水を供給することで貯槽周辺での必要な地下水圧(間隙水圧により評価)を保持し、水封機能の維持を図るものである。

この水封機能が維持されていることの確認は岩盤貯槽の管理において最も重要な項目の一つで、貯槽空洞の安定性、耐圧性能、気密性能についても、水封機能の維持を確認することにより評価される。

水封機能は、岩盤貯槽周辺の間隙水圧を保持することにより維持される。水封トンネル及び水封ボーリングは、岩盤貯槽周辺の間隙水圧を維持する設備として設置されるものであり、水封水供給設備等はこれらに水封水を供給する付帯設備として設置される。

水封機能を維持するための措置に係わる設備には、水封水供給設備、底水排水設備及び運転監視設備がある。

9.3 腐食の恐れのある金属管には、腐食を防止するための措置

9.3.1 保安検査基準

6.11 金属管の腐食防止措置

腐食防止措置として電気防食を採用した場合の検査は、目視検査、非破壊検査及び電位測定とし、6.11.1、6.11.2 及び 6.11.3 による。

6.11.1 目視検査

- a) 腐食防止措置に係る設備の外観（取り付け位置を含む）に腐食、損傷、変形及びその他の異常¹⁾がないことを 1 年に 1 回目視により確認する。
- b) 金属管の気液界面近傍における外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを 1 年に 1 回目視により確認する。
- c) 配管竪坑内金属管の水没部における外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを 10 年²⁾以内に 1 回目視³⁾により確認する。ただし、b) の目視検査で異常があったときも、その都度確認する。

注¹⁾ 目視で検査可能な部分に限定して実施する。

注²⁾ 10 年以内に 1 回の検査周期（時期）については附属書 B による。

注³⁾ 水中ビデオカメラ等により目視で検査可能な部分に限定して実施する。

6.11.2 非破壊検査

金属管の腐食による減肉及び欠陥を適切な非破壊検査方法で 10 年以内に 1 回検査する。ただし、6.11.1、b) の目視検査で異常があったときも、その都度行う。

6.11.3 電位測定

電位を 1 年に 1 回測定し、確認する。

9.3.2 対象となる設備、機器の概要

金属管（金属管サポート架構を含む）の腐食防止措置としては、材料に耐腐食性に優れているステンレス鋼を使用するとともに電気防食が採用されている。また、工事期間中の腐食防止を目的として、金属管の表面には 2000µm のコーティングが施されている。

9.3.3 水中部の目視検査及び非破壊検査周期を 10 年以内とした理由

金属管及び金属管サポート架構は耐腐食性に優れた材質の SUS316 系を使用するとともに電気防食を行っているので基本的には腐食環境には無いといえる。

参考にできる例として、フランスの液化石油ガスの岩盤貯槽における金属管は炭素鋼+電気防食であるが、検査は 10 年毎に検査機関と打合せの上、代表的な金属管を検査し、異常がなければ、その他の金属管は次回の検査としている。次回の検査では、前回検査していないものを優先して選定し、検査を実施している。

なお、我が国の原油における岩盤タンクの金属管は SUS316 であるが、危険物の規制に関する政令第 8 条の 4 第 2 項第 2 号における岩盤タンクの保安検査時期を 10 年以内と

している。

液化石油ガス岩盤貯槽の金属管等は、上記の他事例より腐食しにくいことから健全性の検査は、10年以内毎に全線にわたる目視検査及び肉厚測定を実施することとした。なお、腐食環境としては最も厳しい箇所と考えられる配管竪坑内の気液界面近傍を1年に1回検査し、異常が認められた場合には全線にわたる検査を実施することとした。

9.4 金属管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置

9.4.1 保安検査基準

6.12 金属管の漏えい遮断措置

金属管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置としてのフェールセーフバルブに係る検査は目視検査、漏れ検査及び作動検査とし、6.12.1、6.12.2 及び 6.12.3 による。

6.12.1 目視検査

フェールセーフバルブの地上部設備の外観¹⁾に異常がないことを1年に1回目視により確認する。

注¹⁾ 外観には地上部の油圧発生設備等の取付位置、構造を含み、目視で検査可能な部分に限定して実施する。

6.12.2 作動検査

作動検査は、作動域全域について遠隔操作にて正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、漏れ検査を行わない年の検査においては、フェールセーフバルブの作動油圧の圧力を低下させた後に、金属管上部を開放し金属管上部の圧力が低下することを確認することにより作動検査の代替とすることができる。

6.12.3 漏れ検査

漏れ検査は、保安上支障のない漏れ量以下であることを5年以内に1回確認する。

9.4.2 対象となる設備、機器の概要

図に示すように金属管の漏えい遮断措置としてフェールセーフバルブを設置し、配管竪坑プラグ又はその下部の位置で遮断する方法が採用されている。フェールセーフバルブは油圧を駆動源とした遮断弁で、海外の液化石油ガス岩盤貯槽で多くの実績がある。

フェールセーフバルブには二型式あり、金属管が底水排水槽に達している液化石油ガス受入管、液化石油ガス払出用金属管、液面・界面計用金属管及び液面・界面警報計用金属管にはウェッソ式フェールセーフバルブが、金属管が配管竪坑プラグの下部までのベント管、パージ管及びガス圧力計測管にはハリバートン式フェールセーフバルブが使

用されている。両方式とも油圧をかけることにより開となり、油圧を抜くと閉となる。底水排水用金属管及び計測管にはフェールセーフバルブが設置されないが、これらの金属管の下部は底水排水槽に潜没して下部で水シールされる構造となっており、配管竪坑プラグ上部で損傷が生じて、金属管内を底水が上昇して水シールが維持されるので、フェールセーフバルブがなくても液化石油ガスが漏えいすることはない。

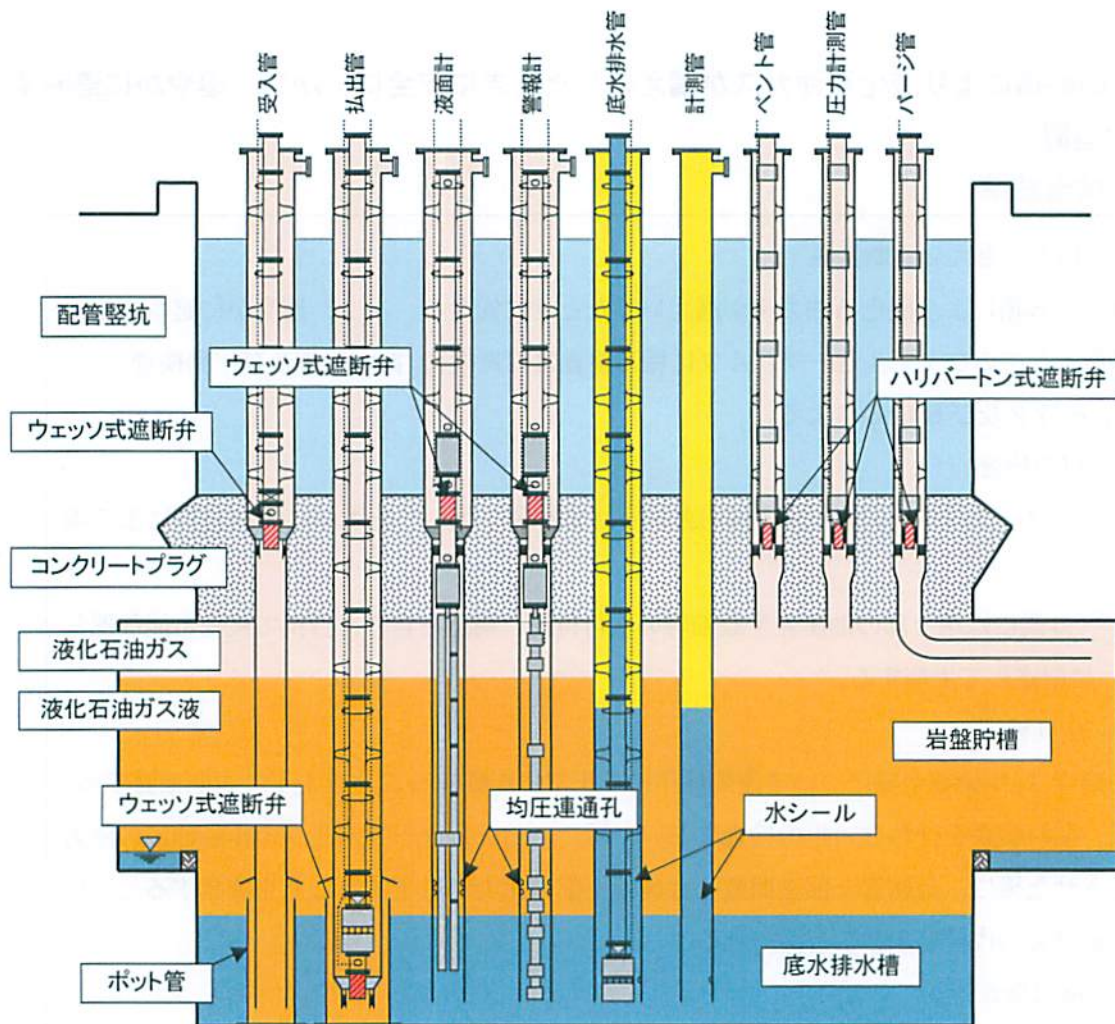


図 遮断弁の位置及び水シールの状況(貯槽の状態は貯蔵時の底水排水運転時)

9.5 金属管の地上部分の破損を防止するための措置

9.5.1 保安検査基準

6.13 金属管地上部分の破損防止措置

金属管地上部分の破損を防止するための措置に係る検査は目視検査とし、設備¹⁾の外観²⁾に破損、変形、劣化損傷等の異常がないことを1年に1回目視により確認する。

注¹⁾ 破損を防止するための措置に係る設備には、防護構、つり荷の落下防止器具（常設の器具がある場合）、車両止めがある。

注²⁾ 外観には取付位置、構造を含み、目視で検査可能な部分に限定して実施する。

9.5.2 対象となる設備、機器の概要

金属管地上部分の破損防止措置は、破損した場合に液化石油ガスが漏えいする可能性のある配管及び液化石油ガスが漏えいしたときに安全に速やかに遮断するための設備を外的要因による破損から防護することを目的としている。

これらを踏まえ、配管竪坑上部の金属管、金属管から地震防災遮断弁までの接続配管及び金属管上部に設置される計器本体を包含する範囲を対象として、金属管地上部分の破損防止措置を講じている。

金属管の地上部分が外的要因により破損する場合としては、メンテナンス作業時におけるクレーン作業での吊り荷の落下等の上部要因と、クレーン車等の工事車両の接触等の側面要因が考えられる。

10 上記の他、検討項目を満たしていることを証する資料

資料7を参照

高圧ガス保安協会 技術委員会規程

平成 17 年 9 月 13 日 制 定

平成 20 年 1 月 29 日 最終改正

(適用)

第 1 条 本規程は、高圧ガス保安協会定款（以下「定款」という。）第 6 章に基づき設置される技術委員会（以下「委員会」という。）の組織の運営等について規定する。

(委員会)

第 2 条 委員会は、30 名以内の技術委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある場合において委員長を代行する。

(委員会の権限)

第 3 条 委員会は、高圧ガス保安協会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の業務のうち次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申に関すること

(2) 技術上の基準及び規格に係る省令の制定、改廃に関する経済産業大臣への答申に関すること

(3) 高圧ガスの保安を推進するために必要な技術基準の作成に係る基本方針に関すること

(4) 定款第 6 章の 2 に規定する規格委員会の設置及び廃止に関すること

(5) 規格委員会の審議過程の適正性の確認（以下「プロセスレビュー」という。）、及び第 3 号の技術基準の技術的評価（以下「テクニカルレビュー」という。）に関すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、高圧ガスの保安に関する技術的重要事項

- 2 委員会は、前項に規定する事項について会長に対して意見を述べることができる。

(委員の任命)

第4条 委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。ただし、規格委員会の委員長については技術委員に任命されなければならないものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任することができる。

- 2 一の任期途中で任命された委員の任期は、当該任期の残任期間とする。

(委員の活動)

第6条 委員は、別に定める委員等倫理心得を遵守するとともに、第3条第1項各号に掲げる事項について委員会で調査審議するために必要な活動を行う。

- 2 委員は、規格委員会の活動の評価並びにプロセスレビュー及びテクニカルレビューを委員個人として行い、必要に応じて規格委員会に対して説明を求めることができる。
- 3 委員は、自らが行った規格委員会の活動の評価並びにプロセスレビュー及びテクニカルレビューに関する規格委員会の説明及び対応について、委員会の決議を求めることができる。

(委員会の開催)

第7条 委員会は委員長が招集し、原則として年4回開催する。

- 2 委員長は、審議事項とその内容に応じて、臨時に委員会を開催することができる。
- 3 委員は、委員会での審議を必要とする議案があるときは、委員長に書面により提出し、必要に応じて説明資料を添付する。委員長は、委員より議案の提出があった時は、これを委員会に付議しなければならない。
- 4 委員長は、委員会の開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題を15日以上前に委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。

(会議)

第8条 委員会の定足数は、委員の数の過半数とする。

- 2 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長は議案の内容を勘案して公開す

ることが適当でないと判断するときは、非公開とすることができる。

- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に意見を求めることができる。
- 4 委員会事務局は、審議の経過を追跡可能な様式で議事録を作成し、保管しなければならない。
- 5 委員会においてテープ他の機器を用いて録音を行うことは、委員会事務局が議事録を作成する目的で行う場合以外には、原則として認めない。

(議事録等)

第9条 委員会は、会議を開催したときは、次の会議において議事録を承認しなければならない。

- 2 前項の承認は、第11条の決議を要する。
- 3 委員会事務局は、委員会が承認した議事録及び当該会議の資料を公衆ができるだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。ただし、委員会の判断により公開することが適当でないとされた場合はこの限りではない。
- 4 委員会事務局は、議事録案について会議に出席した委員全員が書面で確認することにより、次の会議に先立ち前項に準じて議事録案を公開することができるものとする。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、委員会運営を円滑に行うため、必要に応じて、特定の議題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの運営に関する事項の詳細は、別に定める。

(決議)

第11条 委員長は、委員会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の数の過半数の同意を得て採決を行う。

- 2 採決は挙手によることとし、出席委員の数の過半数の賛成により、これを可決の決議とする。
- 3 委員が規格委員を兼ねる場合には、当該委員は当該規格委員会に関連する第3条第1項第5号の議案の採決に加わることはできない。この場合、当該委員の数は前項の出席委員の数には含まない。

(異議申し立て)

第12条 委員は、委員会により可決又は否決された決議について異議のある場合に、委員会に対し再考することを要求することができる。

- 2 委員会は異議申し立てのあった場合、当該異議申し立てを行った委員に説明をする機会を与えなければならない。

- 3 異議申し立てを行う委員は、委員会が決議を行った日から20日以内に異議のあることを委員会に書面で表明し、その理由及び委員会が再考すべき議案について明確にしておかなければならない。
- 4 異議申し立てに関する決議については、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。
- 5 異議申し立てに関する決議に対して、再度異議申し立てを行うことはできないこととする。

(委員の辞任等)

- 第13条** 委員は、その任期中に会長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。
- 2 委員は、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、会長によりその職を解かれることがある。
 - 3 委員会が前項の意見を会長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。
 - 4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。

(事務局)

- 第14条** 委員会運営に関する事務は、高圧ガス保安協会総合企画部が行う。
- 2 委員会事務局は、会議が開催されたときは、開催の日から10日以内に議事録案等により可決又は否決された全ての決議について各委員に通知しなければならない。

(規程の制定、改定又は廃止)

- 第15条** 本規程の制定、改定又は廃止は、委員の数の過半数が賛成する決議を経た後、会長が行う。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。

附 則

この規程は、平成17年9月13日から実施する。(平成17年9月13日技術委員会承認)

平成10年7月1日改正及び施行の技術委員会規程は廃止する。

附 則

この改正は、平成20年1月29日から実施する。

高圧ガス保安協会 規格委員会規程

平成17年9月13日 制 定

平成20年1月29日 最終改正

(適用)

第1条 本規程は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）定款第6章の2に基づき設置される規格委員会（以下「委員会」という。）の組織の運営、技術基準の策定手順等について規定する。

(委員会)

第2条 委員会は、技術委員会規程第3条第1項第4号及び技術委員会の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、設置されるものとする。

2 一の委員会は、30名以内の規格委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

5 委員長は、委員会の会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある場合において委員長を代行する。

(委員会の権限)

第3条 委員会は、協会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、かつ基本方針に基づき、本協会の業務のうち高圧ガスの保安を推進するために必要な次の技術基準の作成に関することについて調査審議するものとする。

(1) 規格 (KHK Standards)

(2) 質疑応答・運用解釈 (KHK Interpretations)

(3) 技術文書 (KHK Technical Documents)

(技術基準策定手順)

第4条 前条に掲げる技術基準の作成にかかる手順の詳細については、本規程に定めるものの他、各委員会が定める技術基準策定手順書（以下「技術基準策定手順書」という。）に従うものとする。

2 技術基準策定手順書は、本規程に定める各規定を満たすように定めなければ

ならない。

(委員の任命)

第5条 委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。

- 2 同一の組織からの委員（大学の教員等を除く。）は2名以下としなければならない。
- 3 任命は、第8条の業種分類を明らかにして行うものとする。

(委員の任期等)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、再任することができる。

- 2 一の任期途中で任命された委員の任期は、当該任期の残任期間とする。

(委員の辞任等)

第7条 委員は、その任期中に会長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。

- 2 委員は、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、会長によりその職を解かれることがある。
- 3 委員会が前項の意見を会長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。
- 4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。

(委員の業種分類等)

第8条 委員は、各委員の所属する組織の業種に応じて、委員会毎に定める業種分類のうちいずれかに分類されるものとし、同一業種の委員の数は委員の数の3分の1を超えないものとする（以下「業種バランス」という。）。

- 2 委員の所属が変更となった場合又は他の理由により委員の業種分類に変更のあるときは、委員は会長にその旨報告しなければならない。
- 3 会長は前項の報告を受けた場合委員会に通知し、委員会は業種バランスを考慮して以下のいずれかの決議を行い、会長に報告しなければならない。
 - (1) 当該委員の再任命の要望
 - (2) 委員の交代又は削減の要望
- 4 委員がコンサルタント等の独立した業種の場合は、当該委員の専門分野を考慮して分類するものとする。
- 5 委員会は、第1項の業種分類について、技術基準策定手順書に定めるものとする。

(委員会の活動)

第9条 委員会は、第3条の調査審議をするために、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 基本方針及び技術基準策定手順書に従って技術基準の制定、改廃を審議すること
- (2) 各技術基準は制定、改正又は確認の日から少なくとも5年を経過する日までに最新の技術的知見に基づいたものか等の全体的な確認を行うこと
- (3) 委員長が技術委員会に提案する基本方針の改定案に関して意見をまとめること
- (4) 必要に応じて、技術基準原案の作成等を行う分科会を設置すること
- (5) 規格等の質疑応答・運用解釈の作成等を行う解釈専門分科会を設置すること
- (6) 委員会の運営を円滑に行うために、必要に応じて、特定の議題について検討を行うワーキンググループを設置すること
- (7) 技術委員会規程第6条第2項に定める評価及びレビューに関して、技術委員の求めに応じて説明を行うこと
- (8) 関連する海外及び国内の法令・規格・基準等について調査・検討すること
- (9) 規格の制定が社会に与える影響等を調査・検討すること
- (10) 他の標準化団体等と協力して規格作成を行うこと
- (11) 協会の技術基準の普及促進のための講習会等へ派遣する講師について会長に推薦をし、必要に応じて技術基準に関する説明資料を検討すること
- (12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が目的を達成するために適当と判断した活動

(委員の責務)

第10条 委員は、別に定める委員等倫理心得を遵守するとともに、第3条の調査審議及び前条の活動を行うため、専門的知識を委員個人として委員会の活動に供与しなければならない。

(委員の代理者)

第11条 委員はやむを得ず委員会を欠席する場合、同一業種の者を委員の代理者として指名することができる。なお、委員の代理者が委員会に出席する場合は、委員長の承認を必要とする。

2 委員の代理者は、前条の委員の責務を負うことに同意しなければならない。

3 委員の代理者は、第19条に定める書面投票による採決には参加することはできない。

(アドバイザー)

第12条 委員長は、特定の議案の検討を行うに当たり、委員又は分科会委員以外の者であって必要とされる専門知識を有する者をアドバイザーとして、指名することができる。

2 アドバイザーは、委員長の指名を受け、会長が任命する。

3 アドバイザーに関する詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

(委員会の開催)

第13条 委員会は委員長が招集し、原則として年1回以上開催する。

2 委員長は、委員会の開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題を15日以上前に委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。

(会議)

第14条 委員会の定足数は、委員（委員代理者を含む。）の数の過半数とする。

2 委員会は原則公開とする。ただし、人事に関する議案等で委員長が公開することが適当でないと判断した議案については非公開とすることができる。

3 委員会の開催に際しては、開催日時及び場所を公衆が容易に知りうる方法で15日以上前に公表しなければならない。

4 会議において委員（委員代理者を含む。）以外の者から意見を述べたいとの申し出のある時は、委員長は委員会の運営に支障がないと判断する場合は、これを認めることができる。

5 委員会は議事録を作成しなければならない。議事録は、審議の経過を追跡可能な様式で記録し、保管しなければならない。

6 委員会においてテープ他の機器を用いて録音を行うことは、委員会事務局が議事録を作成する目的で行う場合以外には、原則として認めない。

7 委員長は、会議に出席する全ての者に、委員等倫理心得を理解するよう求め、必要に応じて説明を行う。

(ワーキンググループ)

第15条 委員会は、委員会運営を円滑に行うため、必要に応じて、特定の議題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの運営に関する事項の詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

(分科会)

第16条 委員会は、技術基準（質疑応答・運用解釈を除く。）の制定、改正又は廃止するための原案の作成等を行うため、必要に応じて、分科会を設置することができる。

2 分科会は、5名以上の分科会委員をもって組織する。

3 分科会委員は、各分科会委員の所属する組織の業種に応じて、委員会毎に定める業種分類のうちいずれかに分類されるものとし、一つの業種に属する分科会委員が分科会委員の数の2分の1を超えない範囲（以下「分科会業種バランス」という。）で、委員会の承認を得て、会長が任命する。ただし、同一の組織からの委員（大学の教員等を除く。）は2名以下としなければならない。

4 分科会委員の任期は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

5 分科会に主査及び副主査を置く。

6 主査は、委員長の指名により定め、副主査は分科会委員の中から主査が指名する。

7 主査は、特定の議題の検討を行うに当たり、委員又は分科会委員以外の者であって必要とされる専門知識を有する者の中から、分科会業種バランスを考慮し、分科会特任委員を指名することができる。分科会特任委員は、主査の指名を受け、会長が任命する。

8 分科会委員の中には、少なくとも1名の委員が含まなければならない。

9 主査は、分科会の会務を総理する。

10 副主査は、主査を補佐し、主査に事故のある場合において主査を代行する。

11 分科会の会議は主査が招集し、原則公開とする。

12 分科会の運営に関する事項の詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

（アソシエート）

第17条 委員会又は分科会は、委員会又は分科会の活動に常時参加することを希望する者をアソシエートとして登録することができる。

2 同一の組織からのアソシエートは、委員会又は分科会ごとに1名とする。

3 アソシエートの登録は、委員会又は分科会の決議を要する。なお、委員長又は主査は、委員又は分科会委員の数及び登録済みのアソシエートの数を考慮して、新たにアソシエートを登録することにより委員会又は分科会の運営に支障を生じるおそれがあると判断するときは、その登録を制限することができる。

4 アソシエートに関する詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

（解釈専門分科会）

第18条 委員会は、規格等の質疑応答・運用解釈を作成する必要がある場合には、解釈専門分科会を設置しなければならない。

- 2 解釈専門分科会は、5名以上の解釈専門分科会委員をもって組織する。
- 3 解釈専門分科会委員は、委員会の承認を得て、会長が任命する。ただし、同一の組織からの委員（大学の教員等を除く。）は2名以下としなければならない。
- 4 解釈専門分科会委員の任期は、技術基準策定手順書に定めるものとする。
- 5 解釈専門分科会に主査及び副主査を置く。
- 6 主査は、委員長の指名により定め、副主査は解釈専門分科会委員の中から主査が指名する。
- 7 主査は、解釈専門分科会の作成した質疑応答・運用解釈について委員会に報告し、委員会の求めに応じて、説明を行わなければならない。
- 8 主査は、特定の分野の質疑応答・運用解釈の検討を行うに当たり、委員又は分科会委員以外の者であって必要とされる専門知識を有する者の中から解釈専門分科会特任委員を指名することができる。解釈専門分科会特任委員は、解釈専門分科会主査の指名を受け、会長が任命する。
- 9 解釈専門分科会委員の中には、少なくとも1名の委員が含まなければならない。
- 10 解釈専門分科会は、審議の結果、規格等（質疑応答・運用解釈を除く。）の改正を必要とすると判断した場合は、その議案について委員会に上申しなければならない。
- 11 主査は解釈専門分科会の会務を総理する。
- 12 副主査は、主査を補佐し、主査に事故のある場合において主査を代行する。
- 13 主査は、質疑応答・運用解釈の検討を行うため、必要に応じて会議を招集することができる。
- 14 前項の会議を開催する場合は原則公開とする。
- 15 解釈専門分科会の運営に関する事項の詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

（議事録等）

- 第19条** 委員会は、会議を開催したときは、次回の会議において議事録を承認しなければならない。
- 2 前項の承認は、次条の決議を要する。
 - 3 委員会事務局は、委員会が承認した議事録及び当該会議の資料を公衆ができるだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。ただし、委員会の判断により公開することが適当でないとされた場合はこの限りではない。
 - 4 委員会事務局は、議事録案について会議に出席した委員（委員代理者を含む。）全員が書面で確認することにより、次回の会議に先立ち前項に準じて議事録案を公開することができるものとする。

- 5 第1項から前項までの規定は、第15条に定めるワーキンググループ(第3項及び第4項の規定については、ワーキンググループが会議を公開した場合に限る。)、第16条に定める分科会及び前条に定める解釈専門分科会の会議に準用する。この場合、第1項の承認は、原則として次の会議において行うものとし、第2項の決議については、ワーキンググループにあっては技術基準策定手順書に定める決議の要件、分科会にあっては第21条の決議、解釈専門分科会にあっては第22条の決議を必要とする。

(委員会の決議)

第20条 委員長は、委員会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の過半数の同意を得た後、書面投票又は挙手による採決を行う。

- 2 次の各号に掲げる議案の採決は、書面投票によらなければならない。ただし、次項第6号及び第4項第2号にかかる採決はこの限りではない。

(1) 規格の制定、改正又は廃止

(2) 前号に掲げるものの他、委員会が書面投票による採決を行うことを決議した議案

- 3 書面投票による採決は、次の手順による。

(1) 書面投票は委員の数の5分の4以上の投票により成立する。

(2) 投票は、賛成、コメント付き賛成、反対する理由を明らかにしての反対(以下「意見付き反対」という。)、棄権又は投票除外のいずれかでなければならない。

(3) 前号の投票除外は、議案についての委員個人としての意見と所属する組織の利害関係が相反する場合等で、委員が投票に参加することが不適当であると自ら判断し行うことができる。

(4) 投票期間は15日以上とし、議案により委員会が定める期間とする。

(5) 意見付き反対があった場合は、その内容を全委員に送付し、各委員は反対意見に同意する場合は、自らの投票内容を変更することができる。

(6) 委員会は、コメント付き賛成又は意見付き反対があった場合は、その解決に向けた対応について審議を行わなければならない。

- 4 書面投票に付された議案に変更を行う場合は、以下による。

(1) 技術的内容の変更を行う場合は、再度書面投票による採決を必要とする。

(2) 編集上の修正を行う場合は、挙手又は書面投票による再度の採決を必要とする。

- 5 挙手による採決を行う場合、投票は第3項第2号及び第3号に従うこととする。反対投票又はコメント付き賛成を行った委員は、その意見を会議の日から7日以内に書面にて提出しなければならない。なお、当該意見は記録されるものと

する。

6 決議の要件は、以下のとおりとする。

(1) 規格の制定、改正又は廃止の各原案に関する議案の採決は、委員の数から投票除外の数を減じた数の3分の2以上の賛成により、これを可決の決議とする。

(2) 前号に掲げる議案以外の採決を行う場合、書面投票による場合は委員の数から投票除外の数を減じた数の過半数の賛成により、挙手による場合は出席委員の数から投票除外の数を減じた数の過半数の賛成により、これを可決の決議とする。

7 委員会の運営を円滑に行うため、委員は意見のあるときはできるだけ決議に先んじて委員会に提出し、委員会が十分な検討を行えるように努めること。

(分科会の決議)

第21条 主査は、分科会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席分科会委員の過半数の同意を得て採決を行う。

2 分科会主査は、議案の内容を考慮して、会議の場で挙手による採決又は書面投票による採決のいずれかを行うことを決定する。

3 採決は、分科会委員の数の過半数の賛成により、これを可決の決議とする。なお、分科会特任委員は、任命を受けた特定の議案に係る採決に限り加わるものとする。

4 分科会が委員会に上申することを決議した規格案に関して、分科会委員その他からのコメントで未解決のものがある場合は、そのコメント及び未解決である理由を添えて上申しなければならない。

5 分科会の運営を円滑に行うため、分科会委員及び分科会特任委員は意見のあるときはできるだけ決議に先んじて分科会に提出し、分科会が十分な検討を行えるように努めること。

(解釈専門分科会の決議)

第22条 主査は、質疑応答・運用解釈について十分に検討されたことを確認し、書面投票により採決を行う。

2 採決は、解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員の全員の賛成により、これを可決の決議とする。なお、解釈専門分科会特任委員は、任命を受けた特定の議案に係る採決に限り加わるものとする。

3 解釈専門分科会の運営を円滑に行うため、解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員は意見のあるときはできるだけ決議に先んじて解釈専門分科会に提出し、解釈専門分科会が十分な検討を行えるように努めること。

(パブリックコメント)

第23条 委員会は、規格の制定、改正又は廃止を行う議案を第20条に従い決議した場合又は同条に定める書面投票と同時に、速やかに文書等によりその内容を公表し、パブリックコメントを行わなければならない。この期間は内容を公表した日から1ヶ月以上2ヵ月以内とし、その期間については技術基準策定手順書に定めるものとする。

- 2 パブリックコメントで意見があった場合、委員会は当該意見を審議し、必要に応じて議案の修正案を決議し、その結果を文書等により公表するとともに、意見提出者に連絡しなければならない。
- 3 前項の修正案の決議は、第20条の規定によるものとする。
- 4 修正の結果、技術的内容の変更を行った場合は、再度パブリックコメントを必要とする。この場合、公表する期間については、15日以上とし、その期間については技術基準策定手順書に定めるものとする。
- 5 パブリックコメントの実施に関する事項の詳細は、技術基準策定手順書に定めるものとする。

(レビュー等)

第24条 委員会において審議されている規格の制定、改正又は廃止案については、委員会の書面投票からパブリックコメント終了までの期間技術委員に開示し、テクニカルレビューを受けなければならない。

- 2 委員会において審議されている規格の制定、改正又は廃止案について、前条のパブリックコメントの対応の終了後、それまでの審議過程について、技術委員によるプロセスレビューを受けなければならない。
- 3 第1項のテクニカルレビュー又は前項のプロセスレビューにおいて、技術委員又は技術委員会から委員会に対して説明を求められたときは、これに対応しなければならない。
- 4 第1項のテクニカルレビューの結果、技術委員から意見があった場合、委員会は当該意見について審議し、必要に応じて議案の修正案を決議し、意見を提出した技術委員にこれを連絡しなければならない。
- 5 第2項のプロセスレビューの結果、技術委員から意見があった場合、委員会は当該意見について審議し、必要に応じて再度議案の審議を行った後決議を行い、意見を提出した技術委員にこれを連絡しなければならない。
- 6 第4項及び前項の修正案の決議は、第20条の規定によるものとする。
- 7 修正の結果、第20条第4項第1号の技術的内容の変更を行った場合は、再度パブリックコメント及びテクニカルレビューを必要とする。この場合のパブリックコメントの期間は、前条第4項の規定による。

(異議申し立て)

第25条 何人も委員会、分科会又は解釈専門分科会（以下「委員会等」という。）により可決又は否決された決議について異議のある場合に、委員会に対し再考することを要求することができる。

- 2 委員会は異議申し立てのあった場合、当該異議申し立てを行った者に説明をする機会を与えなければならない。
- 3 異議申し立てを行う者は、委員会等が行った決議について委員会事務局が公開した日から10日以内に異議のあることを委員会に書面で表明し、その理由及び委員会が再考すべき議案について明確にしておかなければならない。
- 4 委員会は異議申し立ての審議を行う場合、委員長は必要に応じて分科会委員、解釈専門分科会委員又はアドバイザーに意見を求めることができる。
- 5 異議申し立てに関する決議は、委員の数の3分の2以上が賛成する決議を要する。
- 6 異議申し立てに関して審議を行う場合、委員会は公開であることが望ましい。ただし、異議申し立てを行った者が公開することを望まない場合を含め、委員長が公開することが適切でないと判断する場合は、これを非公開とする。
- 7 異議申し立てに関する決議に対して、再度異議申し立てを行うことはできないこととする。

(規格作成の公知)

第26条 規格の作成に当たっては、公衆が容易に知ることができる方法で公表することに努めなければならない。

(事務局の責務等)

第27条 委員会等及びワーキンググループの事務局は、協会において行う。

- 2 協会は、委員会において決議を行った日から10日以内に決議した事項について、公衆ができるだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない
- 3 協会は、個人、企業、団体等（以下「提案者」という。）から技術基準等の制定、改正又は廃止の提案並びに質疑応答・解釈に関する質問（以下、総称して「提案」という。）を常時受け付ける体制を整備しておかなければならない。
- 4 協会は前項の提案があった場合、これを受け付け、必要に応じて委員長の意見を踏まえて、提案の審議を担当する委員会等のいずれかに付議しなければならない。
- 5 協会は前項の委員会等が提案に対して行いたいかなる決定も提案者に報告しなければならない。

(規程の制定、改定又は廃止)

第28条 本規程の制定、改定又は廃止は、技術委員会における技術委員の数の過半数が賛成する決議を経た後、会長が行う。

附 則

この規程は、平成17年9月13日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年1月29日から実施する。